

たくさんの市民の声が寄せられました

広聴の実績報告 2002年度下半期(10月～3月)

広報広聴課広聴係(市民相談室)では、市民の皆さんの市政に関するご意見、ご要望などを市政に反映させるために、「市長への手紙」や「要望」を受け付けています。

2002年度下半期(10月～3月)の間に寄せられた「市長への手紙」と「要望」は711件でした(=表1)。前年同期と比較して87件減少していますが、全体としては90件の増加となっています。

最も多くご意見が寄せられた部署は「交通安全課」で、交通安全対策、自転車対策、違法駐車対策、サイクリング道路等についてでした。2位は「企画調整課」で、航空機騒音に関する米軍・国への要請、他市との連携、庁舎問題等でした(=表2)。

表1 受付件数の変遷

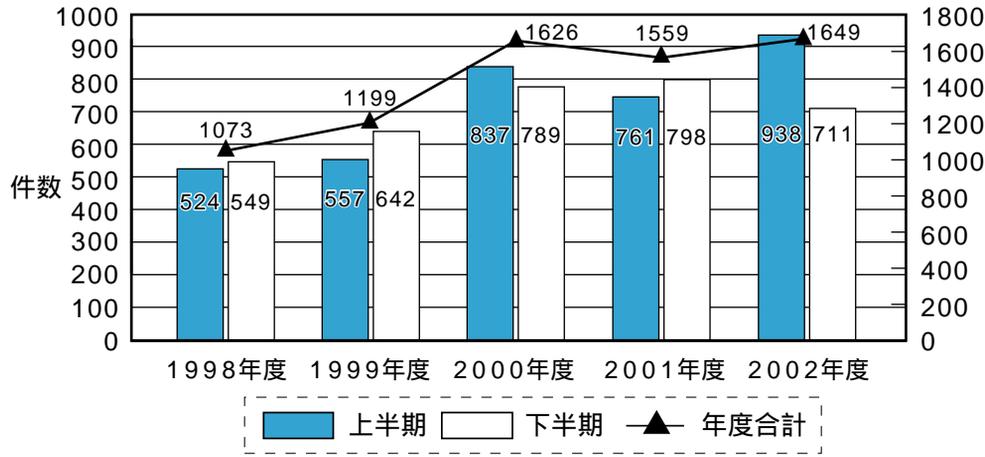
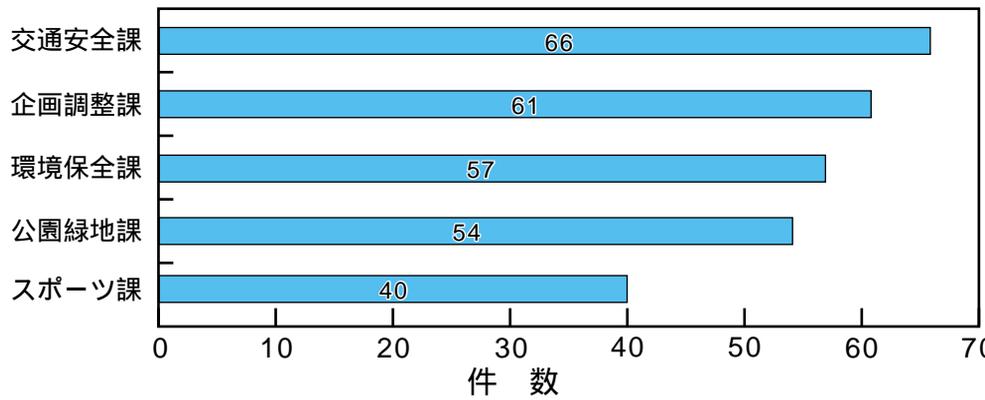


表2 ご意見が多く寄せられた部署(2002年度下半期上位5課)



部署別の主なご意見

- 【交通安全課】交通安全対策、自転車対策、違法駐車対策、サイクリング道路などについて
- 【企画調整課】航空機騒音に関する米軍・国への要請、他市との連携、庁舎問題などについて
- 【環境保全課】航空機騒音、その他騒音に関すること、公害、ペット、ポイ捨て禁止などについて
- 【公園緑地課】公園緑地等の計画・推進・維持管理、街路樹、自然保護などについて
- 【スポーツ課】スポーツ施設の整備・利用方法、学校開放などについて

市に寄せられたご意見・ご要望とその回答をご紹介します

【ご意見・ご要望】

最近町田に買い物に行く、クラフ?か何かの女の人の看板をすくよく見かけるようになりまし

【ご意見・ご要望】

市内を巡回して撤去しています。「たばこ」について、千代田区

町田駅周辺の環境には憂慮しております。ご指摘のたばこの歩行喫煙、ポイ捨てにつきましては1999年に「ポイ捨て防止条例」を制定いたしました。

【ご意見・ご要望】

町田駅周辺の幹線道路については違法駐車が増加したため、平成9年より町田警察署と協議を行い、市の条例で違法駐車等

この区域においては、駐車が多くの午前10時より午後6時まで警備員による監視とポストコーンをたてての駐車阻止を行っております。

また、町田警察署においてもこの区域を取り締りの重点区域として連日レッカー移動を実施しております。

【ご意見・ご要望】

定期的(毎週月曜日と火曜日)貼り紙や簡易看板については、

町田市をきれいな街にしてください。よろしくお願ひします。

また、人通りが多い中での歩行喫煙の危険性についても認識しております。お手紙のとおり千代田区では禁煙地域を定め、区域内での喫煙者に対して2千円の過料を課すことといたしました。

町田市においてもこのような中、対策を強化する必要性を感じております。今後も美化推進指導員による啓発活動を粘り強く続け、あわせて条例制定後の千代田区の状態を把握した中で具体的な取り組みをしていく予定ですので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

町田駅前から自宅まで路線バスを利用しています。その際、駅前

のバスロータリーのバス停付近の自家用車の駐停車が気になります。レッカー移動などが行われているかどうかは知りませんが、行政としては何か対応しているのでしょうか。

自分勝手に止められた自動車のせいで、バスが停車することができず、クラクションを鳴らす場面を見たのも、1回ではありませぬ。免許の所有者は教習所で路線バ

【たくさんのご意見・ご要望をお待ちしています】

「市長への手紙」は、専用ハガキを市の施設に用意しています。また、FAX(724・5111) 町田市ホームページ(<http://www.city.machida.tokyo.jp>)上や電子メール(tegami_m@city.machida.tokyo.jp)でも受け付けています。どうぞご利用下さい。

「要望」は、市政に対するご意見を文書で受け付けています。書式は問いませんが、町田市長宛てをお願いします。第三者の個人情報、誹謗中傷は送付・送信しないで下さい。

問 広報広聴課広聴係(市民相談室) ☎724・2102

青年海外協力隊に南つくし野の齋藤さんと旭町の阪本さん

青年海外協力隊1次隊に南つくし野にお住まいの齋藤奈さんと旭町にお住まいの阪本啓子さんの派遣が決まり、79日間の研修終了後、齋藤さんが7月14日、阪本さんが15日に相次いでそれぞれの派遣先に向けて出発しました。

齋藤さんは大学卒業後に旅行代理店に勤務する中で応募し、西アフリカのセネガルで女性グループの活動を支援し、妊婦・子どもの健康管理、衛生指導などを行う予定です。阪本さんは大学在学中に応募し、東アフリカのウガンダで



齋藤理奈さん

出発に先立ち、市役所に市長を訪問した2人は寺田市長の激励を受け、齋藤さんは「現地の人々と共に考え、共に歩み、本当にやりたいことを引き出して行きたい」、阪本さんは「壁にぶつかることが色々あると思いますが、がんばり抜いて、生徒と一緒に心から笑い合いたい」とそれぞれ抱負を語っていました。



阪本啓子さん

屋外広告物許可申請手数料(市許可分)が改定されます

屋外広告物許可申請手数料(市許可分)が8月1日から下表のように改定されます。

屋外広告物許可申請手数料新旧対照表

種類	新料金(8月1日以降)	現行料金(7月31日まで)
広告塔(高さ2m以下に限る)・面積5㎡までごとにつき	3,220円	2,800円
広告板(建築物の壁面を利用するものうち20㎡以下のもの及び建築物の壁面から突出するものうち10㎡以下のものに限る)・面積5㎡までごとにつき	3,220円	2,800円
はり紙・50枚までごとにつき	2,250円	1,500円
はり札・50枚までごとにつき	2,250円	1,500円
立看板・1枚につき	450円	340円
広告幕(網)・1張につき	990円	880円
アドバルーン(電飾を除く)・1個につき	2,850円	1,900円

問 建設部道路管理課 ☎724・151